

以下の要件に該当するフィリピン国籍の商用目的の方や文化人・知識人に対する数次有効の短期滞在ビザ（滞在期間：15日，30日，90日，ビザの有効期間：1年，3年，5年，又は10年）を申請する際の手続の概要は以下のとおりです。なお，短期滞在ビザでは，日本国内において収入を伴う事業を運営する活動または報酬を受ける活動を行うことは認められません。本数次ビザは商用目的用ですが，2回目以降の訪日は観光や親族・知人訪問目的で使用できます。

A. 対象者

（1）商用目的の方

次のいずれかに該当する者及びその配偶者，子

- （1）国営企業の常勤者
- （2）株式市場上場企業（第三国・地域の株式市場に上場されている企業も含む）の常勤者
- （3）日系企業商工会の会員である日系企業であり，かつ，本邦に経営基盤もしくは連絡先を有する企業（日系企業には駐在員事務所を含む）の常勤者
- （4）株式市場上場企業（第三国・地域の株式市場に上場されている企業も含む）が出資している合弁企業，子会社，支店等の常勤者
- （5）本邦の株式市場上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者
- （6）フィリピンの年間総売上高上位1000社にランクされている企業の常勤者
- （7）過去3年間に商用目的での渡航歴があり，かつ，過去3年間にG7（日本を除く）へ短期滞在での複数回の渡航歴がある有職者
- （8）過去3年間に日本へ商用目的での3回以上の渡航歴がある有職者

（2）文化人・知識人等の方

次のいずれかに該当する者及びその配偶者，子

- （1）相当程度の業績が認められる美術，文芸，音楽，演劇，舞踏等の芸術家及び人文科学（文学，法律，経済学等），自然科学（理学，工学，医学等）の研究者
- （2）弁護士，公認会計士，弁理士，司法書士，公証人，医師の国家資格・国際資格保有者であって，現に当該職業に従事する有職者
- （3）相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手
- （4）大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る）
- （5）国公立の研究所及び国公立の美術館・博物館の課長職以上の職位にある者
- （6）国会議員，州知事，州副知事，市長，カトリック司教，国家公務員，地方議会議員，地方公務員

B. 提出書類

※ 各種提出書類の詳細は，当館HPの「各種提出書類の補足説明」をご参照下さい。

- ① フィリピン共和国パスポート
（注） ラミネートが剥がれているもの，署名のないもの，余白が2ページ以上ないものは受付できません。
- ② 査証（ビザ）申請書
（注） 大使館ホームページ，大使館入口，代理申請機関で入手できます。
- ③ 申請用写真1枚（4.5cm×4.5cm，上半身無帽，背景白）
（注） 申請書の所定の欄に糊づけしてください。
- ④ 在職証明書（企業・団体における申請者の職位，給与，在職期間を明記）
（注） 自営業者の場合は会社名登録票写しを提出してください。
- ⑤ 申請者又は申請者が勤務する企業や団体が上記Aに該当することを証する資料
（注） 上記A.<1>(7),(8)に該当する者である場合は，過去3年以内の日本/G7への短期滞在ビザ及び入国印が確認できる現有旅券または旧旅券
（注） 上記A.<2>(2)に該当する者である場合は，Profession Regulation Commission発行のIDカード写し，弁護士については，INTEGRATED BAR OF THE PHILIPPINES発行の会員証写し
- ⑥ 数次有効査証発給希望理由書（申請人作成）
（注） 当館が定める書式「数次有効査証発給希望理由書」の発給条件の該当項目にチェックを入れるとともに，数次査証を希望する理由を記入し，提出して下さい。
- ⑦ （商用の場合）数次の渡航目的を説明する資料（所属先からの出張命令書等）
- ⑧ 配偶者・子の場合，常勤者等の旅券（身分事項と査証ページ）のコピー及び婚姻証明書，出生証明書等の関係立証資料